

27. 九州運輸局の現況

〔1〕沿革

昭和16.12	門司海務局を設置。 長崎、大牟田、若松及び鹿児島に支局を設置。
昭和18.11	運輸通信省が新設され、門司海運局と改称。
昭和20. 6	九州海運局と改称。
昭和22. 3	門司鉄道局自動車事務所を各県に設置。
昭和22. 5	門司鉄道局に陸運部設置。
昭和23. 1	福岡に特定道路運送監理事務所を、福岡以外の各県に道路運送監理事務所を設置 (門司鉄道局自動車事務所を廃止)。
昭和24. 6	福岡陸運局設置。
昭和24. 8	各県に陸運局分室設置(道路運送監理事務所を廃止)。
昭和24.11	各県に陸運事務所設置(各県陸運局分室廃止)。
昭和59. 7	福岡陸運局と九州海運局を統合し九州運輸局を設置。 企画部(地域交通企画課、貨物流通企画課、地域整備課)を新設。 総務部に総務調整官、調査官を配置(企画課を廃止)。
昭和60. 4	陸運支局及び陸運支局の自動車検査登録事務所を設置(陸運事務所、支所、出張所を廃止)。 船員部に次席海技試験官を配置。
昭和60.10	福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所を嘉穂郡庄内町に開設。
昭和61. 4	熊本陸運支局に車両課新設。整備課より保安・検査業務を移す。
昭和62. 4	鹿児島陸運支局に車両課新設。整備課より保安・検査業務を移す。
昭和62. 5	船員部に次席船員労務官を配置。
昭和63. 4	企画部に地域整備観光課を設置(地域整備課を改称)。
平成 2.12	自動車部に貨物運送取扱事業課を設置(通運課を改称)。
平成 5. 4	長崎海運支局に船舶検査次長を配置。
平成 7. 4	企画部地域整備課(地域整備観光課を改称)及び観光課を設置。
平成 9. 4	陸運支局及び自動車検査登録事務所の登録、検査関係組織が課制からスタッフ制に移行 (先任自動車登録官及び先任自動車検査官制度を導入し、登録課及び車両課を廃止)。 九州運輸局(北九州庁舎)、福岡海運支局に専任制の外国船舶監督官を配置。 船員部に労働基準・安全衛生課を設置(労働基準課を改称、安全衛生課を廃止)。
平成10. 4	自動車部に貨物運送振興課(貨物第一課を改称)及び貨物運送適正化対策課(貨物第二課 を改称)を設置。
平成11. 4	整備部に保安・環境課(事故公害課を改称)を設置。 大分海運支局に外国船舶監督官を配置。
平成13. 1	運輸省は北海道開発庁、国土庁及び建設省と統合し「国土交通省」発足。

平成14. 7	<p>国土交通省設置法の改正により組織を改編。</p> <p>企画部を企画振興部に、自動車部を自動車交通部に、整備部を自動車技術安全部に改称。</p> <p>船員部、船舶部、運航部を廃止し、交通環境部、海事振興部及び海上安全環境部を設置。</p> <p>陸運支局と海運支局を廃止し、各県に運輸支局設置(若松、三池、佐世保、細島、名瀬、下関、宇部海運支局を海事事務所に改称し、苅田、津久見海運支局を廃止。)</p> <p>※組織改編に伴い、課の名称等を大幅に変更。</p>
平成14. 7	下関海事事務所に外国船舶監督官を新設。
平成15. 4	<p>三池海事事務所、宇部海事事務所を廃止。</p> <p>佐賀運輸支局(本庁舎)に企画調整官、熊本運輸支局(三角庁舎)に外国船舶監督官、下関海事事務所に次長を新設。</p>
平成16. 4	<p>宮崎運輸支局(油津庁舎)を本庁舎へ統合移転。</p> <p>細島海事事務所、名瀬海事事務所を廃止。</p> <p>鹿児島運輸支局(本庁舎)に離島振興対策官を新設。</p>
平成18. 7	<p>総務部に安全防災・危機管理調整官を新設。</p> <p>企画振興部を企画観光部とし、国際観光課を設置。</p> <p>物流振興・施設課を物流課とし、交通環境部へ移管。</p> <p>自動車交通部の監査課を自動車監査官へ改正。</p>
平成18. 8	<p>福岡庁舎及び北九州庁舎が、福岡合同庁舎新館へ統合移転。</p> <p>福岡運輸支局(沖浜庁舎)が福岡運輸支局(門司港庁舎)へ移転。</p>
平成22. 3	大分運輸支局(海原庁舎)を本庁舎へ統合移転。
平成26.10	大島自動車検査登録事務所を奄美自動車検査登録事務所へ名称変更。
平成27. 7	<p>国土交通省組織令、地方運輸局組織規則の一部改正により組織改編。</p> <p>企画観光部を交通政策部に改め、交通企画課、環境・物流課、消費者行政・情報課を設置。</p> <p>交通環境部を観光部に改め、観光企画課、国際観光課、観光地域振興課を設置。</p>
令和3. 4	<p>地方運輸局組織規則の一部改正により組織改編。</p> <p>総務部に安全防災・危機管理課を新設。</p> <p>交通政策部にバリアフリー推進課(消費者行政・情報課を改称)を設置。</p> <p>鉄道部に技術・防災課(技術課を改称)を設置。</p>
令和7. 4	<p>地方運輸局組織規則の一部改正により組織改編。</p> <p>交通政策部に共生社会推進課(バリアフリー推進課を改称)を設置。</p>